

憲法がわかる！ 改憲問題がわかる！

『集団的自衛権』と 政府解釈を考える

集団的自衛権は同盟国などへの攻撃に反撃する権利です。歴代の内閣は、憲法9条の下で集団的自衛権の行使は認められないとの解釈を示してきました。

しかし、安倍内閣は、これまでの憲法解釈を変更し集団的自衛権の行使を容認する新たな政府見解の素案を4月にもまとめる方針を固めるなど、集団的自衛権の行使容認に向けた環境整備を進めています。

そこで、今回の憲法連続市民講座では、元内閣法制局長官の阪田雅裕弁護士を講師としてお招きして、憲法9条に関する政府解釈はどのようにしてできあがってきたのか、集団的自衛権行使を可能とする政府解釈の変更の可否、安保法制懇の報告書との関係などをご講演いただく予定です。今般の通常国会の動きを踏まえた最新の知見についてもご講演頂く予定です。

憲法の試練というべきこの時期に、集団的自衛権について本格的に学べる貴重な機会ですので、多くの市民の皆様のご参加をお待ちしております。



日時 2014年3月5日（水）午後6時～

場所 仙台弁護士会館4階（仙台市青葉区一番町2-9-18）

参加費 入場無料・申込不要

内容 講演 「『集団的自衛権』と政府解釈を考える」

講師 阪田雅裕氏（弁護士、元内閣法制局長官）

お問合せ先 仙台弁護士会・TEL022-223-1001

<講師紹介>

阪田雅裕氏

元内閣法制局長官。内閣法制局では多数の法律案、条約の審査のほか、憲法及び広範な分野の行政法令の解釈の任に当たる。現在は、弁護士（第一東京弁護士会所属）、大阪大学大学院法学研究科客員教授。最近の著書として、『法の番人』内閣法制局の矜持（大月書店）、「政府の憲法解釈」（有斐閣）など。

